

大阪市社会福祉審議会条例

平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号

大阪市社会福祉審議会条例を公布する。

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 2 項第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 2 項第 7 条第 1 項に規定する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第 5 条第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第 8 条第 2 項第 9 条第 1 項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第 7 条第 6 条 この条例の施行について関し必要な事項は、市長が市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和 62 年大阪市条例第 4 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第 1 条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

附 則(平成 12 年 9 月 28 日条例第 84 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日条例第 117 号)

この条例は、公布の日から施行する。